

平成 25 年度 事務事業マネジメントシート [事後評価]

会計	款	項	目	事業コード	事業名
一般	03	02	02	0405	児童手当支給事業

事業期間	<input checked="" type="checkbox"/> 単年度繰返	<input type="checkbox"/> 期間限定 [平成 年度 ~ 平成 年度]
------	---	---

《事業目的》

児童手当の支給

《事業開始の背景》

児童手当法〔昭和46年法律第73号〕により制度が創設され、支給されている。児童手当の支給要件の認定と支給及び支払は市町村の事務となっており、第一号法定受託事務である。

《事業概要》

○児童手当の支給
中学校修了前の児童を養育している者に対して児童手当を支給

市民参画の有無 [対象外]

《事業展開の留意事項》

《成果指標》

項目	単位	区分	24年度(実績)	25年度(実績)	26年度(計画)
① 申請に対する認定率	%	目標	100.0	100.0	
		実績	100.0	100.0	
②		目標			
		実績			
③		目標			
		実績			

分野	担当部(機関)	担当課(機関)	担当係長	(内線)
人づくり	健康福祉部	地域福祉課	黒沼寿夫	507

事業費	25年度	当初(現計)	補正	25年度	26年度
	1,501,450				
財源内訳	国県支出金	1,272,853			
	地方債				
	その他				
	一般財源	228,597			

《事業手法の詳細》

◎児童手当支給事業費 1,501,450千円

中学校修了前までの児童を養育している者に、児童手当を支給する。

○支給月：6月（2～5月分）、10月（6～9月分）、2月（10～1月分）に、それぞれ前月までの4か月分を支給する。

○支給額□

- ・3歳未満 : 月額15,000円
- ・3歳以上小学校修了前 : 月額10,000円
(※ 第3子以降にあたる場合: 月額15,000円)
- ・中学生 : 月額10,000円

・所得制限にあたる場合：年齢に関わらず子ども一人につき月額5,000円

平成 25 年度 事務事業マネジメントシート [事後評価]

会計	款	項	目	事業コード	事業名
一般	03	02	02	0405	児童手当支給事業

総合計画	政策	地域で支える子育てと教育のまちづくり	施策	安心して育てることができる子育て支援の充実
	4		4-1	
目的	児童手当の支給			
対象	児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母			
意図	家庭における生活の安定に寄与する			

《事業概要》

○児童手当の支給
中学校修了前の児童を養育している者に対して児童手当を支給

市民参画の有無 [対象外]

市民協働の形態	<input type="checkbox"/> 共催	<input type="checkbox"/> 実行委員会・協議会	<input type="checkbox"/> 事業協力・協定
	<input type="checkbox"/> 後援・協賛	<input type="checkbox"/> 補助・助成	<input type="checkbox"/> 委託

活動指標 (上記「事業概要」に対応)	単位	区分	24年度(実績)	25年度(実績)	26年度(計画)
① 支給対象児童数 (年度平均)	人	計画	11,216	11,216	
		実績	11,388	11,103	
②		計画			
		実績			
③		計画			
		実績			
成果指標 (上記「意図」に対応)	単位	区分	24年度(実績)	25年度(実績)	26年度(計画)
① 申請に対する認定率	%	目標	100.0	100.0	
		実績	100.0	100.0	
②		目標			
		実績			
③		目標			
		実績			

要因分析	達成度	<input type="checkbox"/> 目標値より高い	<input checked="" type="checkbox"/> 概ね目標値どおり	<input type="checkbox"/> 目標値より低い
申請を適切に処理した。				

《環境変化、意見・要望》

特になし

目的妥当性	公共関与の妥当性 <input checked="" type="checkbox"/> 妥当である <input type="checkbox"/> 見直し余地がある <input type="checkbox"/> 妥当でない	児童手当法に基づき、児童を養育している者に児童手当を支給するものである。
有効性	成果の向上余地 <input type="checkbox"/> 向上余地がある <input checked="" type="checkbox"/> 向上余地がない	児童手当法に基づき、児童を養育している者に児童手当を支給するものである。
効率性	事業費・人件費の削減余地 <input type="checkbox"/> 事業費の削減余地がある <input type="checkbox"/> 人件費の削減余地がある <input checked="" type="checkbox"/> どちらも削減余地がない	児童手当法に基づく事務のため、削減余地はない。
公平性	受益と負担の適正化余地 <input type="checkbox"/> 受益機会の見直し余地がある <input type="checkbox"/> 費用負担の見直し余地がある <input checked="" type="checkbox"/> 適正である	児童手当法に基づき支給資格と手当の額を認定し、受給者の所得と児童の年齢に応じて定められた額を支給している。

《総合評価》

児童手当の支給資格の認定と手当の支給を滞りなく行う必要がある。